

## 議案第2号 相談役の選任について

(委嘱者氏名)

柏 浩文

(委嘱理由)

長年、会長等を務め、本会のリーダー的立場で社団法人から公益社団法人へのスムーズな移行に尽力された。今後も公益法人運営全般について必要な助言をお願いしたいため。

(委嘱期間)

2015年6月6日から2017年6月の総会まで。

(委嘱根拠)

定款第34条 この法人に、次の任意機関を置くことができる。

- (1) 顧問 3人以内
  - (2) 相談役 2人以内
- 2 顧問は学識経験者（正会員を除く。）の中から、相談役はこの法人の理事又は監事となつたことがある者の中から、総会の決議によって任期を定めて選任する。
  - 3 顧問は、会長の求めに応じて専門的な事項に関して助言を行う。
  - 4 相談役は、会長の求めに応じて、この法人の運営に関して助言を行う。
  - 5 顧問及び相談役は無報酬とする。